

大阪広域水道企業団工業用水道事業供給条例施行規程の一部を改正する規程を公布する。

平成25年 6 月 24 日

大阪広域水道企業団
企業長 竹山 修身

大阪広域水道企業団管理規程第12号

大阪広域水道企業団工業用水道事業供給条例施行規程の一部を改正する規程

大阪広域水道企業団工業用水道事業供給条例施行規程（平成23年大阪広域水道企業団管理規程第30号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(権利義務の承継の申請) 第3条 工業用水道による給水を受けている者（以下「使用者」という。）は、条例第5条に規定する承認を受けようとするときは、譲渡人及び譲受人が連署した <u>権利義務承継申請書</u> （様式第1号）を企業長に提出しなければならない。	(権利義務の承継の申請) 第3条 工業用水道による給水を受けている者（以下「使用者」という。）は、条例第5条に規定する承認を受けようとするときは、譲渡人及び譲受人が連署した <u>権利義務承継願</u> （様式第1号）を企業長に提出しなければならない。
(給水の制限又は停止の通知) 第13条 （略） 2 前項の規定にかかわらず、 <u>緊急</u> やむを得ない場合は、あらかじめ <u>使用者</u> の定めた連絡担当責任者に対し、口頭で前項の通知を行うことができる。	(給水の制限又は停止の通知) 第13条 （略） 2 前項の規定にかかわらず <u>緊急</u> やむを得ない場合は、あらかじめ <u>使用者</u> の定めた連絡担当責任者に対し、口頭で前項の通知を行う。
(負担金の算出) 第20条 （略） 2 （略） 3 前2項に規定する1立方メートル当たりの負担額は、平成24年度の大阪広域水道企業団工業用水道事業会計決算書（以下「決算書」という。）における大阪広域水道企業団工業用水道事業貸借対照表の年賦未払金に、決算書の企業債明細書の未償還残高合計を加えたものを、廃止前の大阪府水道企業条例（昭和41年大阪府条例第42号）第3条第3項第2号に規定する1日最大給水量に相当する水量で除した額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）とする。	(負担金の算出) 第20条 （略） 2 （略） 3 前2項に規定する1立方メートル当たりの負担額は、平成23年度の大阪広域水道企業団工業用水道事業会計決算書（以下「決算書」という。）における大阪広域水道企業団工業用水道事業貸借対照表の年賦未払金に、決算書の企業債明細書の未償還残高合計を加えたものを、廃止前の大阪府水道企業条例（昭和41年大阪府条例第42号）第3条第3項第2号に規定する1日最大給水量に相当する水量で除した額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）とする。 <u>ただし、第16条の規定に基づく使用の廃止の届の提出日又は条例第29条の規定に基づく切断の日が平成24年4月1日から同年6月30日までの場合においては、「平成23年度の大阪広域水道企業団工業用水道事業会計決算書」とあるのは「平成22年度の大阪府水道部工業用水道事業会計決算書」と、「大阪</u>

広域水道企業団工業用水道事業貸借対照表」とあるのは「大阪府水道部工業用水道事業貸借対照表」と読み替えるものとする。

様式第 1 号（第 3 条関係）

工業用水道

権利義務承継申請書

年 月 日

大阪広域水道企業団企業長 様

譲渡人 住所
会社名
代表者氏名 ⑩
譲受人 住所
会社名
代表者氏名 ⑩

下記のとおり、権利義務の譲渡を承認くださるよう大阪広域水道企業団工業用水道事業供給条例第 5 条の規定により申請します。

記

譲渡による権利義務の範囲	
譲渡予定年月日	
譲渡の理由	

様式第 1 号（第 3 条関係）

工業用水道

権利義務承継願

年 月 日

大阪広域水道企業団企業長 様

譲渡人 住所
会社名
代表者氏名 ⑩
譲受人 住所
会社名
代表者氏名 ⑩

下記のとおり、権利義務の譲渡を承認くださるよう大阪広域水道企業団工業用水道事業供給条例第 5 条の規定により申請します。

記

譲渡による権利義務の範囲	
譲渡予定年月日	
譲渡の理由	

様式第 3 号（第 5 条関係）
（略）

（裏面）

注意事項

- 1 大阪広域水道企業団工業用水道事業供給条例及び大阪広域水道企業団工業用水道事業供給条例施行規程の各規定を遵守してください。
- 2 新規、変更どちらか不要の文字を消してください。
- 3 1 日当たりの予定使用水量は、各時間当たりの予定使用水量の合計量です。
- 4 給水に係る工事その他の事情により、給水開始日についてご希望に添えないことがあります。

様式第 3 号（第 5 条関係）
（略）

（裏面）

注意事項

- 1 大阪広域水道企業団工業用水道事業供給条例及び大阪広域水道企業団工業用水道供給条例施行規程の各規定を遵守してください。
- 2 新規、変更どちらか不要の文字を消して、給水開始希望日の 3 月前までに提出してください。
- 3 1 日当たりの予定使用水量は、各時間当たりの予定使用水量の合計量です。
- 4 この申込みが承認になったのち、各種連絡通報に必要なため、連絡担当責任者の所属、氏名及び電話番号を必ず記入してください。

(施行期日)

- 1 この規程は、平成25年7月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 平成25年6月30日以前に提出された使用の廃止の届又は同日以前の給水施設の切断に係る負担金の算出方法については、なお従前の例による。
- 3 この規程による改正前の大阪広域水道企業団工業用水道事業供給条例施行規程（大阪広域水道企業団管理規程第30号。以下「管理規程」という。）で定める様式により作成した用紙は、当分の間、所要の調整をした上、この規程による改正後の管理規程で定める様式により作成した用紙として使用することができる。